

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 圃山 俊作

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 90 号 鳴門市体操場に係る指定管理者の指定について」ほか議案 1 件であります。

当委員会は、12 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 2 件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第 90 号 鳴門市体操場に係る指定管理者の指定について」は、鳴門市体操場に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、指定管理候補者である鳴門市体操協会の指導担当職員について質疑があり、理事者からは、指導担当職員 8 名は日本スポーツ協会公認コーチや教員免許、体操競技男女 1 種・2 種の審判などの資格保有者である、との説明がありました。

次に、委員からは、鳴門市体操場利用者の成果について質疑があり、理事者からは、山田隆弘選手や畠田好章選手などオリンピックを多数輩出しているほか、全国大会等に出場する選手も継続的に出ていることから指導体制が整い成果が出ている、との説明がありました。

また、委員からは、指定管理料の値上げについて質疑があり、理事者からは、電気代については令和 5 年度下期及び令和 6 年度上期をベースとして計算し、人件費については市の会計年度任用職員の給与改定に合わせて増額しており、指定管理候補者にも了承いただいている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 91 号 鳴門市ドイツ館及び鳴門市賀川豊彦記念館に係る指定管理者の指定について」は、鳴門市ドイツ館及び鳴門市賀川豊彦記念館に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、入館者の目標人数について、ドイツ館が年間 2 千人増の最終年度 3 万 2 千人、賀川豊彦記念館が年間 500 人増の最終年度 1 万人とあるが達成可能か、との質疑があり、理事者からは、令和 5 年度の入館者数はドイツ館が 2 万 147 人、賀川豊彦記念館が 7,115 人であり、コロナ禍前の令和元年度はドイツ館が 3 万 838 人、賀川豊彦記念館が 9,599 人であり、達成可能な目標であるとの説明がありました。

次に委員からは、外国語での対応について質疑があり、理事者からは、外国語表記については多言語対応の取り組みを進めている。指定管理候補者には英語で対応できる職員が 2 名おり、交代で対応しているほか、ドイツ語に関しては市の職員が対応できるようになっている。また、指定管理候補者が自動翻訳機を準備しており、英語以外の場合に翻訳機を用いて対応している、との説明がありました。

また、委員からは、指定管理料減額の内容について質疑があり、理事者からは、賀川豊彦記念館の受付・案内業務を除いたため減額となっているが、物価高騰や人件費

の上昇分については増額しており、ドイツ館の指定管理料は2,640万円、賀川豊彦記念館が180万円となる予定である、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。